

様式第2号（第4条関係）

活動補助額集計表

活動月日	利用児童名	活動時間	利用区分	補助額	備考
月 日( )		時間	一般・ひとり親 第3子以降	円	
月 日( )		時間	一般・ひとり親 第3子以降	円	
月 日( )		時間	一般・ひとり親 第3子以降	円	
月 日( )		時間	一般・ひとり親 第3子以降	円	
月 日( )		時間	一般・ひとり親 第3子以降	円	
月 日( )		時間	一般・ひとり親 第3子以降	円	
月 日( )		時間	一般・ひとり親 第3子以降	円	
月 日( )		時間	一般・ひとり親 第3子以降	円	
月 日( )		時間	一般・ひとり親 第3子以降	円	
月 日( )		時間	一般・ひとり親 第3子以降	円	
月 日( )		時間	一般・ひとり親 第3子以降	円	
月 日( )		時間	一般・ひとり親 第3子以降	円	
月 日( )		時間	一般・ひとり親 第3子以降	円	
月 日( )		時間	一般・ひとり親 第3子以降	円	
月 日( )		時間	一般・ひとり親 第3子以降	円	
月 日( )		時間	一般・ひとり親 第3子以降	円	
月 日( )		時間	一般・ひとり親 第3子以降	円	
月 日( )		時間	一般・ひとり親 第3子以降	円	
月 日( )		時間	一般・ひとり親 第3子以降	円	
月 日( )		時間	一般・ひとり親 第3子以降	円	
月 日( )		時間	一般・ひとり親 第3子以降	円	
合 計				円	

- 1 補助金の額は、児童1人当たりの相互援助活動を実施した時間（以下「援助時間」という。）1時間につき300円とする。ただし、援助時間が1時間を超えた場合、30分につき150円を加算し、当該時間に30分未満の端数が生じたときは、これを1時間に切り上げるものとする。
- 2 前項の規定にかかわらず、補助金の額は、第3子以降の児童が利用した場合は、援助時間1時間につき700円とする。ただし、援助時間が1時間を超えた場合は30分につき350円を加算し、当該時間に30分未満の端数が生じたときは、これを1時間に切り上げるものとする。
- 3 第1項の規定にかかわらず、補助金の額は、ひとり親世帯の児童が利用した場合は、援助時間1時間につき500円とする。ただし、援助時間が1時間を超えた場合は30分につき250円を加算し、当該時間に30分未満の端数が生じたときは、これを30分に切り上げるものとする。

市記載欄

補助金交付決定額	円
書類審査	可 ・ 不可